

## 介護保険運営協議会に諮る承認事項の取り扱いについて

## (1) 市外地域密着型サービス事業所の指定

## ①地域密着型サービスの利用について（現状）

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、利用者が市内の被保険者に限定されたサービスです。しかし、他市町村長の同意を得られた場合に限り、例外的に市町村の区域を超えた利用が認められており、本市では被保険者ごとの個別の事情に応じて市外地域密着型サービスの利用を認めています。

## ②地域密着型サービス事業所の指定について（手続き）

地域密着型サービスを行う事業所は、サービス提供にあたって市町村の指定を受けることとしております。（介護保険法第78条の2第1項）市町村が指定を行う際は、指定基準（人員・設備・運営基準）に適合するかどうかを審査し、さらに、介護保険法第78条の2第7項に「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていることから、運営協議会にて「地域密着型サービス事業所の指定及び更新」についてご審議いただき、承認をいただいたうえで指定及び更新を行っているところです。

## ③今後、市外地域密着型サービス事業所の指定を行う場合（案）

このことから、本市の被保険者が市外の地域密着型サービス事業所を利用する場合、本市が市外の事業所を指定する必要があり、基本的には運営協議会に諮り承認をいただいているからの利用となります。

しかしながら、DVの恐れがあり、住民票をうつさずに居所を変えて介護サービスを利用する必要がある場合など、事前に運営協議会に諮ることが困難な状況があります。

このことから、緊急やむを得ない場合に限り、介護保険課で指定基準（人員・設備・運営基準）に適合しているかどうかの審査を行った後、会長、副会長にご審議いただき、承認を得た後に市外事業所の指定を行い、直近で開催される運営協議会へ報告することといたし、ご審議をお願い致します。

## (2) 介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について

## ①令和3年度までの取扱いについて（現状）

介護予防支援業務につきましては、第1号指定介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部を居宅介護支援事業所に委託する際、各地域包括支援センターにて当該居宅介護支援事業所の指定状況、運営規定、介護支援専門員の資格状況を確認のうえ、委託契約を締結しています。

なお、契約締結後に開催された運営協議会において、承認をいただいている状況です。

②令和4年度以降の取扱いについて（案）

居宅介護支援事業所に介護予防支援業務の一部を委託する際には、介護保険運営協議会の議を経ることが、「久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第14条に規定されております。

このため、令和4年度以降については、各地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所に介護予防支援業務の一部を委託する際には、契約前に委託予定事業者を介護保険運営協議会において承認いただきたいと考えており、ご審議をお願い致します。

③年度内に、新たに事業者を追加する取扱いについて（案）

要介護認定審査結果により、要介護者が要支援に変更になったが、引き続き居宅介護支援事業所のケアマネジャーに支援してもらいたい意向がある場合や、久喜市に住民票があるが、市外の親族宅等に居住し、居住先で介護サービスの利用を希望し、遠方のため介護予防支援業務を委託しなければならない場合など、新たに事業者へ委託をする必要がある場合があります。

本来、事前に運営協議会の承認を得る必要がありますが、急遽、居宅介護支援事業者へ委託を検討しなければならない際は、会長、副会長にご審議いただき、承認を得た後、直近で開催される運営協議会にて報告することとしたく、ご審議をお願い致します。